

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名 <u>経済産業省</u>																		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																			
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（検討事項）																			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【現行制度】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th rowspan="2">収入金額</th> <th colspan="3">その他の事業</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">税 率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.3%(0.7%)</td> <td style="text-align: center;">400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.8%(1.5%)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.48%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円超 800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">5.5%(2.2%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">800万円超の金額</td> <td style="text-align: center;">7.2%(2.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本金等の金額による外形標準課税が組み入れられること。</p>		課税標準	収入金額	その他の事業			所得割	付加価値割	資本割	税 率	1.3%(0.7%)	400万円以下の金額	3.8%(1.5%)	0.48%	0.2%	400万円超 800万円以下の金額	5.5%(2.2%)	800万円超の金額	7.2%(2.9%)
課税標準	収入金額	その他の事業																		
		所得割	付加価値割	資本割																
税 率	1.3%(0.7%)	400万円以下の金額	3.8%(1.5%)	0.48%	0.2%															
		400万円超 800万円以下の金額	5.5%(2.2%)																	
		800万円超の金額	7.2%(2.9%)																	
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7</p> <p>地方税法施行令 第22条</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条</p>																			
要望理由	<p>昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかしながら、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大されたほか、卸電力取引所取引が開始されるなど、競争環境が整備されるとともに、「普通」の企業になりつつある。こうした自由化の進展に伴い、これまで収入金課税の根拠となってきた料金規制についても値上げ以外は届出のみになり、加えて、自由な市場で料金が設定され、料金の低価格化が期待されている中で、規制料金を前提とした負担の重い税制は自由化の阻害要件になりかねない。旧来の前提を元に、課税を続けることは課税の平等性を損なうものである。</p> <p>また、平成15年度から21年度の税制改正大綱において、電気供給業をはじめとする4業種については、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することが挙げられている。以上から、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることを要求するものである。</p>																			
減収見込額	<p>（初年度） — （平年度） — （単位：百万円）</p>																			
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 —</p> <p>・ 融資、補助金その他 —</p>																		
	22年度の望	<p>・ 国税 —</p> <p>・ 融資、補助金その他 —</p>																		
過去の要望経緯	昭和59年から継続的に要望。																			
本要望に対応する縮減案	—																			